



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 小林

標準生計費の見方

毎年、人事院が公務員の給与を検討する上で、総務省の家計調査に基づき算出する標準生計費。この標準生計費は、賃金水準や地域手当等の地域の賃金格差を是正するための手当を検討する上で、目安として活用することができます。今回はこの標準生計費についてご案内します。



標準生計費とは？ 次の2つがあります

- **標準生計費** —— 標準的な勤労者世帯の生計費。税金・社会保険料の負担は含まない。
- **修正標準生計費 (※)** —— 税金や社会保険料の負担等を考慮し、標準生計費に加算した生計費。

※2011年の総務省の家計調査から消費支出に対する非消費支出の割合(24.4%)を乗じたもの

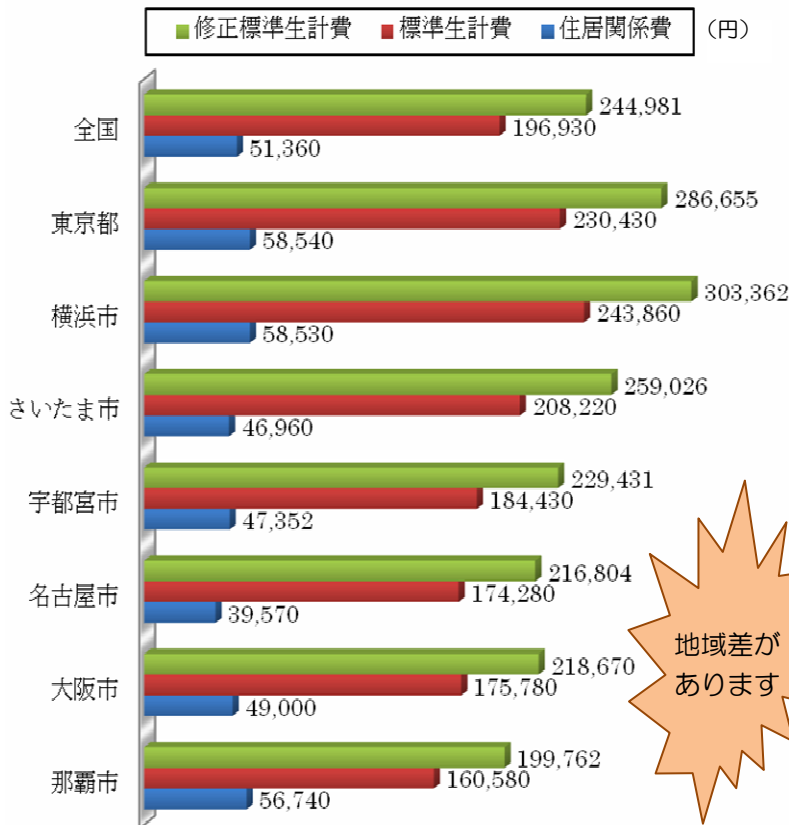
賃金からは税金や社会保険料が控除されます。
賃金額を検討する上では、**修正標準生計費**を目安にしましょう。



全国の主な地域の標準生計費

(3人世帯/32歳) 平成23年4月 出所: 人事院(全国), 各都道府県人事委員会

標準生計費は都道府県庁所在地ごとに調査を行い算出しています。平成23年の主な地域の標準生計費等は次のとおりです。



地域差があります

活用のポイント①

【賃金水準の参考】

もらった賃金で従業員が生活できることが大切
↓
賃金額によっては退職の原因になることもあるので生計費を参考に

活用のポイント②

【地域手当の目安】

生計費には地域差がある
↓
全国に支店等がある場合、効果的な配分で人件費(賃金)を支給する必要がある
↓
生計費と共に住居関係費を加味し、地域による手当等を検討する

適正で、効果的な賃金水準の決定の参考に

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277